報道機関配付資料 安城市

件名 職員の処分について

令和6年2月20日

安城市は、下記のとおり職員の処分を行いました。

記

1 職員 子育て健康部 主事 24歳 男性

2 処分内容 減給 10分の1 1か月

3 処分理由 悪質な交通法規違反 (職務外にて)

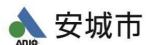
4 事案の概要

令和5年10月13日(金)に中国縦貫自動車道下りにて、 51Km/h超の指定速度違反を犯し、運転免許証停止処分 及び罰金刑が確定した。このことは、市民の模範となる市職 員が犯した悪質な交通法規違反であり、「安城市職員の交通事 故及び違反に対する取扱要綱」に基づき、地方公務員法第3 3条(信用失墜行為の禁止)違反及び全体の奉仕者たるにふ さわしくない非行のあった場合に該当するものとして、地方 公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分 する。あわせて、管理監督者(部長、課長、主幹)を口頭注 意とした。

問い合わせ 安城市役所 人事課

電話(直通) 0566-71-2203







安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。